

職員給与の状況

壮警町職員は、町民生活にかかわる各方面で、さまざまな仕事に携わっております。これらの職員には、従事する職務の内容に応じて給与が支給されています。今月号では、そのあらましを紹介します。

町職員の給与は、その職務と責任に応じて支給される給料と、扶養・住居手当などの諸手当から構成され、「一般職の職員の給与に関する条例」に基づき町議会の議決を経て支給されます。

なお、北海道のホームページからは全道の市町村の給与等の状況を閲覧でき、壮警町の状況と比較することができますので、ぜひご覧ください。

(北海道ホームページアドレス <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/scs/kyuuyo/>)

■人件費の状況(令和4年度一般会計決算)

(令和5年3月31日現在)

住民基本台帳人口	歳出決算額	人件費	人件費率
2,359人	4,020,101千円	838,937千円	20.87%

※人件費は、特別職及び議会議員等非常勤特別職に加え会計年度任用職員の給料・報酬などを含みます。

■一般職職員給与の状況(令和5年度一般会計予算)

(令和5年4月1日現在)

職員数	給与費			計	1人当り 給与費
	給料	期末・勤勉手当	その他の手当		
81人	325,681千円	130,517千円	61,516千円	517,714千円	6,392千円

※給与費は、特別職、会計年度任用職員等の給与を含みません。

※職員数は、令和5年度予算算定時の見込みの人数(令和5年4月1日現在の実職員数は80人)

■一般行政職の平均給料月額等の状況

(令和5年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均年齢	経験年数別平均給料月額		
			10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満
大学卒	349,500円	47歳 0月	274,100円		352,200円
高校卒	288,600円	40歳 6月			

※経験年数とは、学校卒業後直ちに町職員として採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいい、採用前に民間などの経歴がある場合は、その経験を加えた年数をいいます。

■一般行政職の初任給の状況

(令和5年4月1日現在)

区分	国		壮警町	
	初任給	2年経過日	初任給	2年経過日
大学卒	185,200円	198,500円	国に同じ	
高校卒	154,600円	164,100円		

■期末勤勉手当の支給割合

(令和5年4月1日現在)

区分	国			壮警町
	期末	1.2月分 勤勉	1.00月分	
6月期	期末	1.2月分 勤勉	1.00月分	国に同じ
12月期	期末	1.2月分 勤勉	1.00月分	
計	期末	2.4月分 勤勉	2.00月分	
加算措置	職務の段階、級等による加算措置あり			

■退職手当の支給率

(令和5年4月1日現在)

区分	国		壮警町	
	自己都合	勸奨退職	自己都合	勸奨退職
勤続 20年	19.6695月分	26.3655月分	国に同じ	
勤続 25年	28.0395月分	33.27075月分		
勤続 35年	39.7575月分	47.709月分		
最高限度額	47.709月分	47.709月分		

■特別職の給料月額などの状況

(各年4月1日現在)単位:千円

区 分	令5	令4	令3	令2	平31	区 分	令5	令4	令3	令2	平31
町 長	720	720	720	720	720	議 長	270	270	248	248	248
副町長	600	600	600	600	600	副議長	215	215	198	198	198
教育長	540	540	540	540	540	委員長	195	195	179	179	179
						議 員	179	179	165	165	165
期末手当	R2	6月期		2.25月分	12月期	2.25月分	合計	4.5月分			
	R3	6月期		2.225月分	12月期	2.225月分	合計	4.45月分			
	R4	6月期		2.15月分	12月期	2.15月分	合計	4.3月分			
	R5	6月期		2.2月分	12月期	2.2月分	合計	4.4月分			
	(H17～H27まで一般職と同様に加算措置凍結、H28より廃止)										

※町長、副町長の給料月額は平成12年度以降(教育長は平成16年度以降)平成27年度まで、および平成30年度、議会議員の報酬月額は平成17年度以降、平成27年度まで、および平成30年度から令和3年度にて削減しております。

■部門別職員数の状況

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数					対前年増減数			
		令5	令4	令3	令2	平31	令5	令4	令3	令2
町 長 部 局	総 務 課	8	8	6	6	13		2		△ 7
	企 画 財 政 課	6	6	6	7				△ 1	7
	税 務 会 計 課	5	5	5	5	5				
	住 民 福 祉 課	15	15	16	15	14		△ 1	1	1
	保 育 所	8	9	9	9	8	△ 1			1
	産 業 振 興 課	6	6	5	5			1		5
	商 工 観 光 課	3	3	3	3					3
	建 設 課	9	9	9	9					9
	総務課付(北海道へ派遣)			1	1			△ 1		1
	総務課付(西いぶり広域連合へ派遣)				1	1			△ 1	
	経 済 建 設 課					16				△ 16
	企 画 調 整 課									
	税 務 財 政 課									
	経 済 環 境 課									
	会 計 課									
小 計		60	61	60	61	57	△ 1	1	△ 1	4
議 会 事 務 局		1	1	1	1	1				
農 業 委 員 会 事 務 局		1	1	1	1	1				
監 査 委 員 事 務 局										
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局										
教 育 委 員 会 事 務 局		9	9	10	9	11		△ 1	1	△ 2
壮 警 高 校 職 員 (校 長 及 び 教 員)		12	12	12	12	12				
総 合 計		83	84	84	84	82	△ 1	0	0	2